

2018年8月9日

京都大学総長 山 極 寿 一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 江田 憲治

職員組合の立看板にかかる要求

京都大学法人は2018年5月13日の早朝、職員組合が設置していた看板を一方的に撤去した。労働組合の表示物は、京都市屋外広告物等に関する条例の規定でも明文列挙により許可不要とされている。職員組合の看板は単体においては同条例の面積基準、色彩基準に適合し、設置方法や荒天前の一時撤去などにおいて事故防止の措置も十分に講じられていた。

正当な労働組合活動の一環として法的に認められ設置されていた職員組合の看板をその意思に反して撤去したことは、労働組合法が定める不当労働行為に該当する。すでに職員組合は5月14日に抗議文、6月21日に要求書を提出している。

8月31日までの原状回復措置またはこれに相当する対応を求める。なされない場合、京都府労働委員会への申立てを検討する。

以上